

はじめに

1. シンガポール① 企業結合に関する競争法ガイドラインの改正
2. シンガポール② 特許法の改正
3. ベトナム 投資に関する手続を定めた Decree No.108 の改正草案
4. インド 日本からの直接投資とシンガポール地域統括会社を通じた投資
今号のコラム -インドネシア-
今月のコラム特別編 -ミャンマー-

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第5号(2012年7月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. シンガポール①:企業結合に関する競争法ガイドラインの改正

2012年6月20日、シンガポール競争委員会(Competition Commission of Singapore) (「CCS」)は、企業結合に関する競争法上の届出手続等を定めたガイドラインの改正(CCS Guidelines on Merger Procedures 2012) (「新ガイドライン」)を公表し、新ガイドラインは、同年7月1日に発効しました。

シンガポールでは、CCSに対する企業結合の届出義務はありませんが、競争を著しく減殺する効果をもつ企業結合は競争法上禁止されています。従前から、競争法上の懸念のある企業結合を行う当事者は、CCSに対して、任意で届出を行い、その見解を照会することができましたが(「任意届出手続」)、今回の改正は、企業結合の公表後にしか認められていなかった任意届出手続に加え、非公開の事前相談手続を創設するなど、企業結合にかかる負担を軽減するものとなっています。

【非公開事前相談手続の創設】

新ガイドラインでは、企業結合を行おうとする当事者は、その企業結合が競争法違反となるおそれがある場合には、当該企業結合の公表前であっても、CCSに非公開の事前相談を行うことが可能とされました(「非公開事前相談手続」)。非公開事前相談手続では、競争法に違反する可能性の有無及び企業結合公表後に任意届出手続を行うべきか否かについて CCS の見解を書面で得ることができます。但し、非公開事前相談手続は、CCSが必要な情報のすべてを受領した日から14営業日以内に終了するものとされ、消費者や競争事業者等、第三者の意見を聴取することは予定されていません。そのため、この見解には必要な留保が付されるほか、法的拘束力がない点には留意が必要です。

【中小規模の企業結合】

次に、新ガイドラインでは、中小規模の企業結合について新たな数値基準が設けられました。

従前から、企業結合後の当事者の市場シェアの合計が40%以上、又は、20%から40%未満の場合で企業結合後の関連市場の上位3社の市場シェアの合計が70%以上とならない限り、当該企業結合が競争減殺効果をもつ可能性は低く、CCSの調査対象とならないのが通常であるとされていました。

新ガイドラインでは、これに加えて、企業結合の各当事者の直前会計年度におけるシンガポール国内売上高が500万シンガポールドル(約3億1,500万円)未満であり、かつ、その全当事者の直前の会計年度における全世界における売上高の合計額が5,000万シンガポールドル(約31億5,000万円)未満の場合にも、CCSの調査対象となる可能性は低いものとされました。

これらの数値基準は、当事者が非公開事前相談手続及び任意届出手続をとるか否かの参考として示されているものであり、CCSの判断を拘束するものではありませんが、今後の企業結合の際に参考になるものと思われる。

新ガイドラインにおいては、この他、任意届出手続の第1次審査の申請書のフォーム(Form M1)が改良され、申請書を提出するだけで CCS の審査に必要な情報が網羅されるようフォームが変更される等、利用者の使い勝手の向上が図られています。

弁護士 関口 健一
☎ 03-6266-8562
☎ 65-6593-9754 (シンガポール)
✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

2. シンガポール②:特許法の改正

2012年7月10日、シンガポール議会で特許法の改正法案(Patents (Amendment) Bill)が可決されました。改正法は、シンガポールにおける特許制度を、自己査定制度(self-assessment system)から積極的付与制度(positive grant system)に変更するものです。

現行の自己査定制度の下でも、いわゆる無審査主義とは異なり、シンガポール特許庁(Intellectual Property Office of Singapore) (「IPOS」)により実体審査(新規性、進歩性及び産業上の利用可能性等の登録要件を満たしているかどうかの審査)が原則として行われており、その結果が出願人に通知されていました。ただ IPOS が登録要件を欠くと判断した場合でも、出願人が特許の付与を希望して一定の手続を取れば特許が付与されていました。すなわち、特許付与の最終判断は出願人に委ねられており、結果として、登録要件を欠き無効理由を含む特許が登録され、権利が不安定であることが問題とされていました。これに対して、改正法では、審査の結果、IPOS において登録要件が全て満たされていると判断されない場合には、特許が付与されないこととなりました(改正法 29 条 A 及び B)。

これにより、シンガポールの特許制度は、審査主義を採用する欧州、英国及び日本の特許制度に近いものとなり、特許権の不安定性が減少し、より信頼できるものとなることが期待されます。

また、改正法により、外国資格のある特許代理人(patent agent、日本の弁理士及び特許業務法人もこれに含まれます。)が、シンガポールにおいて外国における特許の出願代理業務を取り扱うために、登録外国特許代理人(registered foreign patent agent)として登録することが新たに認められました。

これらの改正は、シンガポールの知的財産管理制度を整備し、シンガポールにおける特許権の国際的適応性を高め、シンガポールをアジアにおける知的財産管理サービスのハブとすることを目的としたものです。この改正を施行する規則は、本年後半に公表される予定です。

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmiapan.com
弁護士 関口 健一
☎ 03-6266-8562
☎ 65-6593-9754 (シンガポール)
✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

3. ベトナム:投資に関する手続を定めた Decree No.108 の改正草案

【投資手続に関する現状】

ベトナムでは、内資企業(ここでは 100%内資企業を指します。)を設立する場合、事業登録証明書(Business Registration Certificate) (「BRC」)を取得する必要があるとされています。BRC には、会社名、本店や支店の所在地、事業目的、資本金、会社代表者の情報(名称、身分証の番号)等、会社の基本情報が記載されます(企業法第 25 条)。

これに対して、外資企業(有限責任会社や株式会社)を設立する場合、投資案件の概要が記載された投資証明書(Investment Certificate) (「IC」)を取得する必要があります。IC には、BRC の記載内容に加えて、投資家の名称、投資案件の規模、場所、期間及びスケジュール等、投資案件の基本情報が記載されます。

外資企業を設立する場合には、IC が BRC を兼ねるとされており(投資法第 50 条)、IC の他に BRC を取得する必要はないものとされていますが、外国投資家が既に設立された内資企業に対して投資を行なう場合については、IC と BRC のいずれの書面が発行されるかについては明確ではなく、審査認可機関によって見解が異なっていました。

【DecreeNo.108 の改正草案】

DecreeNo.108 の改正草案(「改正草案」)は、上記のような不明瞭な現状を解決することを試んでいます。

具体的には、改正草案は、外国投資家が既に設立された内資企業に対して投資を行なった場合、以下の書面を審査認可機関に提出しなければならないと規定しています。

- ① IC の発行申請書
- ② 持分譲渡に関する契約書
- ③ 対象会社(内資企業)の現在の定款及び修正後の定款
- ④ 対象会社(内資企業)の BRC
- ⑤ 社員総会の議決書面又は株主総会の議決書面

改正草案では、IC が BRC を兼ねることになるという点までは明記してはいないものの、BRC の修正を行うという手続までは要求されていないことに鑑みると、改正草案下は、外国投資家が既に設立された内資企業に対して投資を行なった場合においても、IC が BRC を兼ねることが想定されている可能性があるものと考えられます。

仮に改正草案が成立した場合、日本企業によるベトナムにおける投資手続にも影響が出ることとなりますので、今後、改正草案の動向や、成立後の内容及び運用状況に注目しておく必要があります。

弁護士	小山 洋平
☎	03-5220-1824
✉	yohei.koyama@mhmjapan.com
弁護士	梅津 英明
☎	03-6212-8347
✉	hideaki.umetsu@mhmjapan.com
弁護士	山口 健次郎
☎	03-6266-8792
✉	kenjiro.yamaguchi@mhmjapan.com

4. インド: 日本からの直接投資とシンガポール地域統括会社を通じた投資

シンガポールに地域統括会社拠点をおく日本企業のほとんどは、東南アジア(ASEAN 加盟国)を統括対象としていますが、インドを統括対象とする会社は約半数にとどまるといわれています(2011年3月27日付JETRO シンガポール「シンガポール日系企業の地域統括機能に関するアンケート調査報告書」参照)。他方で、シンガポールは、インドに対する外国直接投資において、モーリシャスに次いで投資額の多い国であり、シンガポール経由でインドへの投資を行う企業も多数存在します。

日本企業が、インド子会社に直接投資を行う場合(「直接投資」)に比べて、シンガポール地域統括拠点を通じてインド子会社への投資を行った場合(「間接投資」)には、以下のようなメリットがあります。

【投資期間中の取扱い】

インド子会社からの配当については、直接投資の場合も間接投資の場合も、配当を行うインド子会社に対して配当支払税(Dividend Distribution Tax)が課されます。直接投資の場合には、外国子会社配当益金不算入制度の適用により、配当の95%が日本において益金不算入となります。他方、間接投資の場合、シンガポールにおいては非課税となります。

次に、インド子会社からの利子については、直接投資の場合、日印租税条約により源泉税率は10%(インド税法上は20%)に低減されますが(これに加えて控除枠によっては外国税額控除が認められる場合もあります)、当該利子所得は日本における課税対象となります。他方、間接投資の場合、星印租税条約では源泉税率は15%であり、当該利子所得はシンガポールにおける課税対象となります。日印租税条約は、星印租税条約よりも有利な取扱いを定めるものですが、シンガポールの法人税率が日本の法人税率よりもはるかに低いことから、結果的には間接投資の方が有利となります。

このほか、使用料(著作権使用の対価や特許使用料)については、日印租税条約、星印租税条約共に10%の源泉税率を定めています。

【子会社売却時の取扱い】

直接投資の場合には、インド子会社株式売却時に日本において法人税等の課税対象となるほか、日印租税条約は源泉地国課税を許容していることから、インドにおいてもキャピタルゲイン課税の課税対象となります(但し、控除枠次第では日本において外国税額控除が認められます)。

これに対して、間接投資の場合には、シンガポールにおいてはキャピタルゲインは非課税となり、インドにおいても、印星租税条約により原則として非課税となります。

【ストラクチャリングの留意点】

以上のように、間接投資の場合には、直接投資に比べて一定のメリットが認められる可能性があります。

但し、実際のストラクチャリングにあたっては、①シンガポール地域統括会社は、原則として日本のタックスヘイブン対策税制の適用対象であることから、同税制の適用除外要件を満たす必要があること、②星印租税条約においては濫用防止条項が規定され、キャピタルゲイン非課税とされるには、(a)シンガポールの証券取引所に上場しているか、(b)シンガポールにおける事業のための年間総支出が直近24ヶ月間で20万シンガポールドルであることが必要とされていること、③インドにおいて、一般的租税回避否認規定の導入が予定されていること(ニュースレター第2号、第3号ご参照)等に注意が必要です。

特に、近時は、日本企業のシンガポール地域統括会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たさないとして合算課税がなされた事例も現れており、個別事情に応じた慎重な検討を行った上で、シンガポール地域統括会社を戦略的に活用していくことが期待されます。

弁護士 関口 健一
☎ 03-6266-8562
☎ 65-6593-9754 (シンガポール)
✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

今月のコラム - インドネシア -

今月のコラムは、インドネシアの言語についてです。

多民族国家であるインドネシア共和国では、ジャワ語、スンダ語、スマトラ語、バリ語等 300 以上の様々な言語があるといわれていますが、公用語とされているのはインドネシア語です。インドネシア語は、1928 年 10 月 28 日の「青年の誓い」において、統一語として採択され、その後、インドネシア共和国憲法において、国語であると定められました。

インドネシア語は、多くの民族に学びやすいように工夫されているといわれており、文字はアルファベットで表記され、発音は、一部留意が必要ですが大部分はローマ字読みで対応でき、時制による動詞の変化もありません。日本人にとっても比較的学びやすい言語であるといわれています。また、インドネシアでは、法令上、外国人労働者はインドネシア語での意思疎通ができなければならないとされています。

さて、上記の憲法の規定を受けて、2009 年に、インドネシア語の利用等の促進を目的として、国旗、国歌、国の紋章及び国歌に関する法律が成立しました。この法律は、インドネシア人やインドネシアの企業等を当事者とする契約については、インドネシア語を使用しなければならないと定めています。ここで、インドネシアの企業とはインドネシアの外資会社(PMA 会社)も含みますが実務的には、これまで、日系企業を含む外資会社においては、契約締結の場面で実務的に英語が多く使用されてきたというのが実情です。

なお、この法律は、契約におけるインドネシア語の使用の義務化を定めているものの、その詳細については、施行規則において定めるものとしています。そして、その施行規則は、法律の施行後 2 年以内に制定するものと定められておりますが、その 2 年を経過した現在においても、まだ定められていません。

その結果、インドネシア語を使用せずに契約を締結した場合の効果、すなわち、英語のみで締結した契約の効力は有効なのか、無効なのか、とか、インドネシア語の翻訳を契約締結後に作成するというので、インドネシア語で契約を作成する義務を果たしたことになるのかどうか、等、この法律の適用の効果がはっきりとしていません。

そして、施行規則が制定されていないこともあり、インドネシア語への翻訳に費用と時間がかかることを考慮して、契約締結時にはインドネシア語版を作成しない例がしばしば見られます。そのような場合には、契約

の当事者間で翻訳が必要となった時点で翻訳をすることを合意し、また、翻訳を作成しないことを理由に契約の効力を争わないことを合意する等の取扱いがよくみられています。



このように、インドネシアでは、法令が制定されても、その施行規則が制定されず、実際の運用が不明であるというような場合が、多々散見されます。インドネシアを含むアジア諸国においては、法令の規定のみではなく、当局の見解や実務の動向の最新状況を逐次確認しつつ、実務的な対応を決定する重要性が高いものと思われます。

(弁護士 田中光江)

～インドネシアの地方裁判所の法廷～

午前の期日が午後が始まることもあります。最近では、汚職撲滅委員会(KPK)が裁判官を贈収賄の現場で現行犯逮捕する件も報じられています。

今月のコラム特別編 - ミャンマー -

成長著しいアジア新興国の中でも、今最も話題の国といえばミャンマーです。今回は知られざる国ミャンマーの首都、「ネピドー」への出張報告を特別編としてお届けします。

MHMでは複数のミャンマーへの投資・M&A案件に関与していますが、今回のネピドー行きは法務省から受託したミャンマー法整備支援事業の一環として、ミャンマーの基本法を調査することが目的です。法整備支援にはMHMの多くの弁護士が関与していますが、今回の出張には、シンガポールから筆者と小松岳志弁護士が参加しました。シンガポールからミャンマーまでは直行便で2時間ほど。筆者も既に何度かヤンゴンへ足を運んでいます。最近ではビジネスマンでほぼ満席のことも多く、ミャンマーへの注目の高さをうかがわせます。ヤンゴン国際空港に到着の後、タイのChandler & Thong-ek法律事務所に出向中の二見英知弁護士と合流して、一路ネピドーへ向かいます。なお、二見弁護士はMHMきってのメコン通。ヤンゴンのMyanmar Legal Services Limited法律事務所の非常勤弁護士も兼務しており、タイとミャンマーを行き来する日々です。

ヤンゴンからネピドーへは空路もありますが、定時運行や安全性の面で信頼性が低いため、片道5~6時間程度かけて陸路(高速道路)を移動するのが一般的です。途中に1箇所だけサービスエリアがありますが、それ以外は何も無い水田やジャングルの中をひたすら走り続けます。街灯もなく危険なため、夜間の移動はお勧めしません。ちなみに、旧首都ヤンゴンからネピドーへの遷都は2006年頃に行われましたが、その理由は今もってはっきりせず、一説では占いが理由であるとも噂されています。



ネピドー市内に入ると驚かされるのはそのスケールの大きさです。片道5車線の道路は当たり前で、中には「中央分離帯なしの20車線道路」もあります。一説では非常時に飛行機の滑走路として使うつもりではないかともいわれていますが、少なくとも他のアジア新興国のような交通渋滞に悩まされることは当分なさそうです。

ネピドー市内の雰囲気は非常に整然としており、アジア新興国特有の生活臭はほとんど感じられません。市内で一番大きいショッピングセンターには、中国・タイなどから輸入されたと思しき商品があふれており、電化製品は韓国勢が圧倒的な存在感を放っています。ネピドーは、ヤンゴンに比べて比較的電力供給は安定しているといわれますが、それでも筆者の滞在中にも何度か停電するなど、インフラ面の充実は急務となっているようです。

さて、目的であった法制度調査ですが、ミャンマー司法長官府（法務省に相当）、最高裁判所、憲法裁判所等を訪問し、今後の調査についての協力をお願いしました。司法長官府では司法長官（法務大臣に相当）、憲法裁判所では憲法裁判所長官が自ら対応してくださり、日本に対する期待の大きさを感ずります。今回の訪問は2日にわたって新聞で取り上げられると同時に、国営テレビでも繰り返し放送されていたようです。

今回のネピドー訪問を通じて感じたことは、ミャンマーの可能性と日本に対する期待の大きさです。

司法長官府はミャンマーの立法の中心となる機関ですが、海外留学経験者の殆どは日本に留学しています。他の分野でも大なり小なり同じような状況のようです。ミャンマー市場では、中国・韓国・タイなど、軍事政権下でも関係を維持していた各国の企業が日本企業の一步先をいくのが現状ですが、今後は日本企業の進出も大いに期待されます。MHMでも、ミャンマー進出を検討する日本企業の皆様に向けて、今後もミャンマーに関する情報の発信を続けていきますので、ご期待下さい。

（弁護士 武川 丈士）



セミナー・文献情報

▶ セミナー 『マレーシアの M&A における実務上の留意点 ～外資規制から上場会社買収法制まで～』

開催日時 2012年7月23日(月) 14:00～17:00
 講師 秋本 誠司、梅津 英明
 主催 金融財政研究会 (<http://www.kinyu.co.jp/>)

▶ セミナー 『インド労働法制の最新動向と実務上の留意点』

開催日時 2012年7月24日(火) 13:00～16:30
 講師 小山 洋平
 主催 一般社団法人企業研究会 (<http://www.bri.or.jp/main.php>)

▶ セミナー 『インド進出のための最新法務対応策(中上級編)-より具体的、専門的な知識を習得したい皆様のために-』

開催日時 2012年7月30日(月) 13:30～16:30
 講師 小山 洋平
 主催 FNコミュニケーションズ (<http://www.fng-net.co.jp/>)

▶ セミナー 『《東南アジア M&A 実務講座》ベトナム・インドネシアにおける M&A の留意点と実務対応』

開催日時 2012年7月31日(火) 13:30～17:00
 講師 梅津 英明
 主催 一般社団法人企業研究会 (<http://www.bri.or.jp/main.php>)

▶ 電子メディア 「中国との交渉には「BATNA」を！」

掲載電子メディア 時事法務メルマガ 2012年6月19日発信
 著者等 射手矢 好雄

- 論文「中国の著作権法改正草案について」
掲載誌 NBL 2012年7月1日刊(No. 980)
著者等 遠藤 誠
- 論文「各国別 アジア JV 成功の方程式 最終回 インドネシア編」
掲載誌 ビジネス法務 2012年7月号
著者等 武川 丈士(共著)、田中 光江(共著)
- 論文「[海外法律実務便り]「リーガル・ハブ」としてのシンガポール」
掲載誌 ジュリスト 2012年7月号(No.1443)
著者等 小松 岳志

法務省法務総合研究所セミナー情報

- セミナー『ミャンマー・ビジネス法講演会 2012』
元ヤンゴン大学法学部長で弁護士のタン・ヌエ氏及び元ミャンマー最高裁判所研究国際関係部長で弁護士のテイン・ゾウ氏による貴重な講演です。申込方法等の詳細は下記 URL をご覧下さい。
東京開催日時 2012年8月1日(水) 13:00～16:00
大阪開催日時 2012年7月27日(金)14:30～17:30
詳細 <http://www.moj.go.jp/content/000099134.pdf>
- セミナー『インドネシア進出・M&A 法務と進出後重要となる労働法務の基礎知識』
元ヤンゴン大学法学部長で弁護士のタン・ヌエ氏及び元ミャンマー最高裁判所研究国際関係部長で弁護士のテイン・ゾウ氏による貴重な講演です。申込方法等の詳細は下記 URL をご覧下さい。
東京開催日時 2012年8月1日(水) 13:00～16:00
大阪開催日時 2012年7月27日(金)14:30～17:30
詳細 <http://www.moj.go.jp/content/000099134.pdf>

MHM Asian Legal Insights 2012 年第 5 号 [2012.7.20 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330

www.mhmjapan.com